

奈良県告示第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、奈良県郡山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和三年七月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉川 英昭	大和郡山市高田町五一二―一
〃	吉田 政憲	〃 柳町一九五
〃	辰巳 和昌	〃 七―一 シャリエ大和郡山五〇六号
〃	楠原 喜太郎	〃 高田町四九七
〃	藤川 保雄	〃 野垣内町五八
〃	廣瀬 隆史	〃 〃 一一―八
〃	廣本 雅昭	〃 北郡山町一六二
監事	奥村 正一	〃 高田町五一五
〃	米田 嘉之	〃 柳町二〇〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	藤川 保雄	大和郡山市野垣内町五八
〃	吉田 政憲	〃 柳町一九五
〃	辰巳 和昌	〃 七―一 シャリエ大和郡山五〇六号
〃	中田 昌克	〃 高田町五〇四
〃	堀部 吉重	〃 垣内町一二―一
〃	長田 正彦	〃 高田町五一―一
監事	奥村 正一	〃 〃 五一五
〃	中田 任輝	〃 野垣内町四七―一
〃	米田 嘉之	〃 柳町二〇〇
〃	光本 朋浩	京都市中央区二条下ル二丁目下丸屋町四三〇 F I Sビル八〇八号